

地域連携ネットワークの強化に向けて

大田区成年後見制度等利用促進協議会 部会等設置

資料 5

1 大田区成年後見制度等利用促進協議会

【協議会の設置目的】

○住み慣れた地域の中で、一人ひとりの意思が尊重され、自分らしく生き、権利が擁護される地域づくりを目指し、成年後見制度等の利用促進を目的に令和3年8月に設置

【委員】

○委員は、学識経験者、専門職団体、地域団体、福祉関係者、医療関係、金融関係など17人で構成

【開催概要】年2回開催

○協議会では、地域課題などの情報を共有し、委員の皆様の専門的な知見を活かし、地域連携の仕組みづくりについて検討を行っている。

○協議会をととして、各専門職団体や関係団体の協力・連携体制を強化し、地域において支援が必要な人を早期に発見し、速やかに支援までつなげられるよう、地域連携ネットワーク構築について継続的に協議している。

2 部会等設置

【部会の設置目的】

- ・協議会の議論を通じ、委員から取り組みの具体化のために設置提案された。
- ・大田区成年後見制度等利用促進協議会(以下「協議会」という。)における各課題やテーマにもとづき、関係委員が細部にわたる協議を円滑に審議するために、本協議会に部会を設置する。

①地域連携ネットワーク強化部会

【目的】

- ・地域連携ネットワークの強化（周知・啓発を含む）

【検討内容（例）】

- ・適切な支援につながった事例から、人と人とがつながるルートと支援者を見える化する
- ・上記から支援者がつながる具体的な仕組みと組織化を検討する

【メンバー】

- ・専門職委員、福祉関係者委員、中核機関、福祉部関係課長 等

③金銭管理勉強会

【目的】

- ・日常的な金銭管理を行う新たな仕組みの検討

【検討内容（例）】

- ・受任する民間事業者を含めた金銭管理の現状の共有
- ・他自治体の先駆的な金銭管理の仕組みの共有
- ・金銭管理の中での金融機関等の現状と動向の共有

※本勉強会は、国の法改正の検討動向も注視しながら課題の抽出と整理を行う

【メンバー】

- ・専門職委員、福祉関係者委員、金融機関委員、中核機関、福祉部関係課長等



②中核機関による検討会

【目的】

- ・地域連携ネットワークからの支援を受け止める、中核機関と福祉行政の理解促進と連携強化

【検討内容（例）】

- ・権利擁護支援検討会議や重層的支援会議の好事例を共有する
- ・チーム支援の有効性と役割分担と協力体制を強化する

【メンバー】

- ・中核機関、福祉部関係各課長、関係係長 等

3 スケジュール（令和7年度予定）

項目	7	8	9	10	11	12	1	2	3
協議会		8/29 10時					1月 予定		
地域連携 ネットワーク部会					11月 予定				
金銭管理 勉強会	7/16 13時					12月 予定			